

## 令和7年度 東播磨ものづくり企業魅力PR・販路開拓支援事業 募集要領

令和7年度 東播磨ものづくり企業魅力PR・販路開拓支援事業に関する事項については、「令和7年度 東播磨県民局地域躍動推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）」に定める事項のほか、この募集要領によるものとする。

### 1 目的・概要

東播磨のものづくり中小企業の国際フロンティア産業メッセ出展や、スタートアップ企業の事業内容のPRを行うツール作成等（3補助対象事業（2）については、別途県民局長が定めるものに限る）を支援することにより、管内中小企業の魅力PRと販路開拓を支援し、地域経済の活性化を図る。

### 2 補助対象者

東播磨地域（明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町）に本社又は主たる事業所を置くものづくり関連の中小企業者であって、次の(1)から(3)の全てに該当する者（ただし、事業内容のPRを行うツール作成等（3補助対象事業（2））については、別途県民局長が定めるスタートアップ企業に限る）

(1) 中小企業基本法に定義する中小企業者。ただし、次のいずれかに該当する者は対象外とする。

① 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業（製造業、建設業、運輸業、その他業種において資本金3億円超、従業員300人超、卸売業において資本金1億円超、従業員100人超、サービス業において資本金5千万円、従業員100人超、小売業において資本金5千万円、従業員50人超の事業所(以下[大企業]という)が所有している中小企業者

② 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(2) 業種が製造業又は製造業と密接に関連する卸売業・技術サービス業である者

(3) 県税の滞納がない者

### 3 補助対象事業

(1) 国際フロンティア産業メッセへの出展

補助事業者が令和7年9月4、5日に神戸市内で開催される「国際フロンティア産業メッセ2025」に出展する事業。ただし、共同出展及びグループ出展に参加する場合は対象外とする。

(2) 事業内容(製品・サービス等)のPR等

スタートアップ企業が自社の製品・サービス・技術等をPRするためのツール作成、販路開拓に資する国内展示会への出展事業。

### 4 補助対象経費

補助対象経費は、補助金交付決定日から事業完了日（令和8年2月28日まで）までに支払われる次の経費とする。

(1) 国際フロンティア産業メッセへの出展

① 展示出展料（小間料）

(2) 事業内容(製品・サービス等)のPR等スタートアップ企業が行う以下の経費

① PRツール作成費（パンフレット、PR動画、PRホームページ、製品のレプリカ等）

② 展示出展料（小間料、ブース装飾費、自社と展示会場間の展示物や販促物の運搬費に限る）（販路開拓に資する展示会への出展）

なお、次の経費は、補助対象外とする。

(ア) 主な補助対象外経費の例

人件費、飲食・接待等の経費、旅費・宿泊費、備品購入費、振込手数料、消費税及び地方消費税（本補助金について仕入れに係る消費税及び地方消費税相当額がある場合）

(イ) 補助対象経費であっても補助対象外となる例

補助金交付決定前に支払われた経費、実績報告書提出時に支払が完了していない経費、支払額の根拠となる書類（見積書や契約書等）及び支払いの事実を示す書類（領収書や振込控等）が不足している経費

## 5 補助率及び補助限度額

### (1) 国際フロンティア産業メッセへの出展

- ① 補助率 定額
- ② 補助限度額 15万円以内（千円未満の端数は切り捨てる。）

### (2) スタートアップ企業の事業内容（製品・サービス等）のPR作成、展示会への出展

- ① 補助率 1/2以内
- ② 補助限度額 25万円以内（千円未満の端数は切り捨てる。）

## 6 補助金交付申請

補助金を申請しようとする者は、補助金交付申請書及び次の書類を事業着手のおおむね1ヶ月前までに応募先へ提出すること。

- (1) 補助事業計画書（別紙1）
- (2) 会社の概要がわかる資料（会社パンフレット等）
- (3) 展示する製品・サービスがわかる資料（パンフレット、カタログ等）〔3の展示の場合〕
- (4) PRする事業内容（製品・サービス等）が分かる資料（パンフレット、カタログ等）〔3(2)の場合〕
- (5) 補助事業に要する経費の根拠となる書類  
（ツール作成料等の根拠資料、見積書等）
- (6) 県税の滞納がないことを証明する「納税証明書2(3)」(コピー可)

## 7 補助金交付決定等

補助金交付申請、補助金交付決定、補助事業の変更、中止又は廃止、実績報告、補助金額の確定、補助金額の請求及び支払い等の手続きについては、要綱の規定による。

## 8 その他

- (1) 応募のため提出された書類は返却しない。
- (2) 補助金は予算の範囲内で交付する。

## 9 問い合わせ先、応募先

兵庫県東播磨県民局県民躍動室地域振興課

675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1 TEL 079-421-9610、FAX 079-424-9977

メール（提出用）：hharimaken@pref.hyogo.lg.jp

※ 郵送及びメール送信の場合、電話にて到着確認をすること。

※ 書類の持参及び事業についての問い合わせは、土日祝日を除く9:00～12:00、13:00～17:00とする。